

環水大大発第 1704172 号
環水大自発第 1704181 号
平成 29 年 4 月 18 日

各 都道府県 }
政令市 } 大気環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局

大気環境課長

自動車環境対策課長

微小粒子状物質（PM2.5）成分分析における精度管理の目標について（通知）

大気環境行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の成分分析の実施については、平成 22 年 3 月 31 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」に基づき、「微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析ガイドライン（平成 23 年 7 月 29 日環水大大発 110729001 号）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、PM2.5 成分分析マニュアルに基づいて実施することとしております。

今般、環境省では、PM2.5 の成分分析に係る精度管理の目標を検討し、目標検出下限値を別紙のとおり設定することとしましたので、通知いたします。なお、PM2.5 成分分析マニュアルの改訂についても引き続き検討を進めていく予定です。

問合せ先
環境省水・大気環境局大気環境課
担当：船越・井形
TEL：03-5521-8294
E-MAIL：CHOSA_TAIKI@env.go.jp